

2025年11月4日

各 位

会 社 名日野自動車株式会社代表者名代表取締役社長 CEO 小木曽 聡(コード 7205: 東証プライム、名証プレミア)

問合せ先 渉外広報部長 飯島 真琴

(TEL. 042-586-5494)

当社及び三菱ふそうトラック・バス株式会社の経営統合に係る

持株会社における基準日後株主の議決権付与に関するお知らせ

日野自動車株式会社(以下「当社」といいます。)は、2025年6月10日付「当社及び三菱ふそうトラック・バス株式会社の経営統合に係る経営統合契約の締結に関するお知らせ」(以下「2025年6月10日付適時開示文」といいます。)のとおり、当社、三菱ふそうトラック・バス株式会社(以下「三菱ふそう」といいます。)、当社の親会社であるトヨタ自動車株式会社(以下「トヨタ」といいます。)及び三菱ふそうの親会社であるダイムラートラック社の4社で、当社及び三菱ふそう間の経営統合(以下「本経営統合」といいます。)について経営統合契約を締結しております。

当社及び三菱ふそう両社統合の持株会社(本経営統合後の商号: ARCHION 株式会社。以下「本統合会社」といいます。)は、2026 年6月開催予定の定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)における議決権の基準日後に、本統合会社を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)、及び、本統合会社を株式交付親会社、三菱ふそうを株式交付子会社とする株式交付(以下「本株式交付」といいます。)により、本統合会社の普通株式を取得する者に対して、本株式交換及び本株式交付の効力が生ずることを条件として、本定時株主総会における議決権を付与することを本日付で決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

## 1. 議決権を付与する株式

本株式交換及び本株式交付により付与する本統合会社の普通株式

(参考)

① 本株式交換により交付する本統合会社の普通株式の数845,069,664株(予定)

本統合会社は、本株式交換により、本統合会社の普通株式 845,069,664 株及び A 種種類株式 175,512,774 株を割当交付する予定です。かかる株式数は、2025 年 9 月 30 日現在における当社の発行済株式総数(普通株式 574,580,850 株)から自己株式数(普通株式 426,984 株)を控除し、2025 年 6 月 10 日開催の当社の取締役会において決議されたトヨタを割当予定先とする第三者割当の方法による当社の普通株式及び A 種種類株式の発行(以下「本第三者割当増資」といいます。)に係る発行予定株式数(普通株式 270,915,798 株、A 種種類株式 175,512,774 株)を加えて算出した予定数です。なお、当社は本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本株式交換により本統合会社が当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)において当社が保有している自己株式(本株式交換に際して会社法第 785 条に基づいて行使される株式買取請求に応じ

て当社が取得する自己株式を含みます。)の全部を、基準時において消却する予定です。本株式交換により割当交付する本統合会社株式の総数については、当社による自己株式の取得・消却等の理由により、 今後修正される可能性があります。

## ② 本株式交付により交付する本統合会社の普通株式の数 1,736,000,310 株 (予定)

本統合会社は、本株式交付により、三菱ふそうの全株主から保有する全ての三菱ふそうの普通株式を譲り受けた場合に、本統合会社の普通株式1,736,000,310株を割当交付する予定です。かかる株式数は、本統合会社の本株式交換後の発行済株式総数を1,020,582,438株(2025年9月30日現在における当社の発行済株式総数(普通株式574,580,850株)から自己株式数(普通株式426,984株)を控除し、本第三者割当増資に係る発行予定株式数(普通株式270,915,798株、A種種類株式175,512,774株)を加えて算出した数。当社による自己株式の取得・消却等の理由により、今後修正される可能性があります。)、三菱ふそうの発行済株式総数(自己株式数を除きます。)を5,600,001株と仮定して算出されたものです。

## 2. 議決権を付与する理由

当社、三菱ふそう及び本統合会社は、2025年6月10日付適時開示文のとおり、2026年4月1日を効力発生日として本株式交換及び本株式交付をそれぞれ行う予定です。

つきましては、本定時株主総会において、本株式交換により本統合会社の普通株式を取得する当社の株主 及び本株式交付により本統合会社の普通株式を取得する三菱ふそうの株主に対しても議決権を付与すること が、本経営統合の趣旨に合致するものであると判断し、会社法第124条第4項の規定に基づき、本定時株主 総会における議決権の基準日(2026年3月31日)後に本株式交換及び本株式交付により本統合会社の普通 株式を取得する株主に対しても議決権を付与することといたしました。

以上